

令和４年度名古屋市教育委員会第38号議案

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

会議運営の透明性を高めるため、表彰に関する議案を公開しないことができる事件として明文化します。

2 施行期日

令和５年４月１日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(令和５年３月24日提出 総務部総務課)



名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

名古屋市教育委員会委員長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会会議規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会会議規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

（4）表彰に関すること。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会会議規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（会議の公開） 第 6 条 委員会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員（教育長を含む。以下同じ。）の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。 （1）～（3） （略） <u>（4）表彰に関すること。</u> <u>（5）～（7）</u> （略） 2 ～ 3 （略）	（会議の公開） 第 6 条 委員会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員（教育長を含む。以下同じ。）の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。 （1）～（3） （略） <u>（4）～（6）</u> （略） 2 ～ 3 （略）